

特定非営利活動法人ふくしの里栗崎定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ふくしの里栗崎という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

(注：金沢市栗崎町へ33番地)

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、石川県内、主に金沢市栗崎町を中心とする近隣市町在住の障害者、高齢者その他の支援を必要とする者に対して、地域での日常生活における財産管理・身上監護等の援助及び人権等の権利擁護に関する事業を行い、これらの者の福祉増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 前2号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 成年後見制度の普及・啓発事業
- (2) 人権擁護活動及び成年後見相談事業
- (3) 成年後見受任事業
- (4) 居宅介護、訪問介護等の地域における支援事業
- (5) 前各号に掲げる事業の目的に付随する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次に掲げる2種とし、正会員をもって特定非営利

活動促進法（以下「法」という。）に規定する社員とする。

（１） 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

（２） 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
（入会）

第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の規定により入会の申込みがあった場合において、その入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって当該申込みをした者にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第 8 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１） 退会届を提出したとき。

（２） 会員である個人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

（３） 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。

（４） 除名されたとき。

（退会）

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１） この定款（定款の規定に基づいて定められた細則その他の定めを含む。）に違反したとき。

（２） この法人の名誉を傷つけ、又は第 3 条に定める目的に反する行為をしたとき。

第 4 章 役員及び顧問・相談役

（種別及び定数）

第12条 この法人に次に掲げる役員を置く。

(1) 理事 5人以上16人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ、及びそのため必要がある場合には理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問・相談役)

第19条 この法人に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3 顧問及び相談役に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

4 顧問及び相談役は、理事会における議決権を有しない。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにそれらの変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。
第46条において同じ。）の借入れその他新たな義務の負担及び権利の
放棄

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面
をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、
その日から5日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した
書

面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出
する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができ
ない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ
通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数
をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合におい
て、当該提案につき正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、
当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印をしなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印をしなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとする場合は、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、当該変更が法第25条第3項に規定する次に掲げる事項に該当するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に関するものを除く。）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、石川県に帰属するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 理事は、職員を兼ねることができる。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。（注：平成28年2月25日）

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	林	正志
副理事長	杉野	武紘
副理事長	澤口	光治
理事	向井	俊一
理事	関野	弘
理事	寺島	道子
理事	中村	忠
理事	浜谷	晃
理事	奥田	孝子
理事	諸江	修
理事	點田	孝之
理事	川畑	日出二
理事	水戸	義招
監事	小原	邦久
監事	荒川	正司

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成29年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から平成29年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 徴収しない。
正会員会費 3,000円（設立当初の事業年度分。ただし、この法人の設立の日が平成28年3月31日以前の場合は、同日までの期間の分とする。次号において同じ。）

(2) 賛助会員入会金 徴収しない。
賛助会員会費 一口当たり3,000円（設立当初の事業年度分）

7 この定款は、第15条第2項の改正について所轄庁の認証を得た日から施行し、改正後の同項の規定は、同日において役員である者の任期から適用する。（注：平成29年8月29日）

附 則

この定款は、第 49 条の変更について所轄庁の認証を得た日から施行する。